

# 国立市介護職員初任者研修受講費助成金事業

市内で働いていただく介護職のマンパワーを増やすことを目的として、介護職員初任者研修を修了し、市内の介護保険サービス事業所(訪問介護・特別養護老人ホーム等)または障害者サービス事業所(居宅介護及び重度訪問介護事業所等)で働く方に対して、7万円を限度として、2回に分けて研修受講費を助成します。

【限度額】合計7万円

- ・ 1回目：研修を修了した日から3ヶ月以内に申請（上限4万円）
- ・ 2回目：就業を開始した日から1年を経過した日から3ヶ月以内に申請（残額支払い）

☆☆☆対象となる方☆☆☆

- 1 市内にお住まいで、国立市の住民基本台帳に登録されている方
- 2 介護初任者研修を修了し、かつその受講料の支払いが完了している方
- 3 介護初任者研修を修了した日から3か月以内に、市内の介護施設で就業を開始し、かつ、その就業を1年以上継続する予定である方
- 4 受講料について、この助成金またはその他の助成を受けていない方

※就業の対象となる「介護施設」とは、以下のいずれかの事業を行う市内に設置された事業所です。

- ・ 介護保険法(平成9年法律第123号。以下同じ)第8条第1項に規定する居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く。)を行う事業
- ・ 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
- ・ 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- ・ 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業

\*\*\*申請方法\*\*\*

〈1回目の申請〉研修を修了した日から3ヶ月以内に以下の書類を提出

- ・ 国立市介護職員初任者研修受講費助成金交付申請書（第1号様式）
- ・ 介護職員初任者研修を修了したことを証する書類の写し
- ・ 申請するご本人が支払った受講料の領収書の写し
- ・ 介護職員初任者研修を修了した日から3か月以内に市内の介護施設で就業を開始し、かつ、その就業を1年以上継続する予定であることが確認できる書類の写し  
（例：雇用契約書の写し 等）
- ・ 本人確認書類（免許証や保険証の写し 等）
- ・ その他申請に必要と認められる書類
- ・ 交付請求書（第3号様式）

〈2回目の申請〉就業を開始した日から1年を経過した日から3ヶ月以内に以下の書類を提出

- ・ 国立市介護職員初任者研修受講費助成金交付決定通知書（第2号様式）の写し
- ・ 介護職員初任者研修を修了した日から3か月以内に市内の介護施設で就業を開始し、かつ、その就業を1年以上継続したことが確認できる書類の写し
- ・ その他申請に必要と認められる書類
- ・ 残額交付請求書（第4号様式）

※ご申請の際は以下〈問い合わせ先〉に事前連絡をお願いします。

〈問合せ先〉東京都国立市富士見台 2-47-1  
国立市役所 健康福祉部 福祉総務課  
地域福祉推進係 Tel：042-576-2111（内線796）